

22年度第1回研究会開催

専門家が生損保の注目トピック解説

慶應義塾保険学会

慶應義塾保険学会は10月6日、東京都港区の慶應義塾大学三田キャンパスで2022年度第1回研究会を実施した。2部制で講演が行われ、各講演において生損保で今注目のトピックがテーマとなった。第一部では、ニッセイ基礎研究所保険研究部主任研究員の有村寛氏が「新型コロナウイルスと入院給付金支払」を題して、入院給付金支払いの面から見た「みなし入院(自宅療養)」の定義の変遷等について説明した。第二部では、SOMPOインスティテュート・プラスシティ・モビリティグループ主任研究員の新添麻衣氏が、「自動運転レベル4を取り巻く状況」国内外の法規制と責任を巡る議論の現在地」と題して、日本を含めた世界各国の「自動運転レベル4」、つまり無人自動運転による移動・物流サービスの開発状況を解説した。また、保険や民事責任などの面から見た同サービスの社会実装に向けた課題について説明した。当日は多くの学生や保険業界関係者が会場に詰め掛けた。



多くの学生や保険業界関係者が聴講した

「みなし入院」定義の変遷などテーマに

第一部で有村氏は「みなし入院」の制度が始まったきっかけが、20年3月28日に政府が発表した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方」にあると説明した。これを機に、当時の社会的要請の高まりや、金融庁より柔軟な保険約款の解釈・適用や商品上の必要措置を検討するよう要請があったこと、各生保に要請があったことなどもあり、「みなし入院」が認められ、自宅療養の場合も入院給付金が支払われるようになったと解説した。



有村氏



新添氏

その後、神奈川県が独自に導入した、検査キットなどで陽性が判明した人がウェブ上で必要事項を入力すれば、自宅療養を勤務先などに提出できる「自主療養届出システム」において、一定の条件を満たせば「みなし入院」が認められるよう

になったこと、また、ホームページ上での告知といたった生保各社の周知活動などにより、「みなし入院」は広く一般に知られるようになったと振り返った。

「BA・5」の流行を受け、保険業界では新型コロナウイルスに対する感染法上の取り扱いが議論されるようになり、患者届出の範囲を高齢者などに限定することとなった。こうした中、9月1日付の金融庁からの要請を受け、大手生保等が

去最大級の請求件数に加えて、今より一段複雑な支払い実務が予想されるため、生保各社も十全な体制整備が必要となるだろう」と結んだ。

第二部でははじめに、新添氏が今回の講演のテーマである自動運転技術レベル4の定義を説明し、レベル4は、ODD(車両ごとに設けられた道路条件や地理条件などに基づく運行設計領域)において、自動運転システムが運転操作の全てを代替する状態を指すと解説した。

最高レベルのレベル5は、ODDを限定せず、あらゆる状況下で自動運転システムが運転操作の全てを代替する状態を指すが、その開発は「現時点で非現実的」とも付け加えた。

次に、世界各国におけるレベル4の実用化の状況を紹介した。ドイツ、フランス、アメリカ、中国といった国で、試験的な実装までばらつきはあるものの、ラストマイル(限定的な移動区間)における移動サービスを担うタクシー、コミュニティバス、物流・配送業などへの導入が進んでいると説明した。日本は、法整備では世界の中でも進んだ位置にいるが、社会実装は地方部でのコミュニティバスなど、ルートが固定され比較的低速で走行するサービスが先行する見込みだと報告した。

国内でのレベル4の社会実装に向け、事故が起きた際の責任の所在と保険の関係については、事故が起きた際、代位求償を行う損保会社が、製造物責任などの立証のため、証拠の収集やその分析にどこまで踏み込めるかが課題になるとの見解を示した。18年4月に政府が発表した「自動運転に係る制度整備大綱」にも、「DSAD(自動運転車のデータ記録)の分析等を含む保険業界と自動車業界等との求償の実効性確保に向けた協力体制の構築が課題」と明記されており、本格的なレベル4の普及を支える社会受容性の醸成には、双方の業界の連携強化が不可欠であると付け加えた。